

全ての申請（入室・延長利用・減免）は年度毎の手続きが必要です

令和 9 年度 高槻市立学童保育室入室のご案内

公立学童保育室用

＜令和 9 年 4 月入室申請 一斉受付期間＞

①オンライン申請（簡易電子申込）

令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 9 時～令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時

②窓口申請【完全予約制】

令和 8 年 11 月 4 日（水）午前 9 時～令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時

高槻市総合センター 8 階 子ども青少年課 窓口

受付期間内の開庁日 午前 9 時～午後 5 時

③窓口申請【予約不要】

令和 8 年 11 月 28 日（土）午前 9 時～午後 5 時

高槻市総合センター 8 階 子ども青少年課 窓口

目次

1. 高槻市立学童保育室について	・・・ 1
2. 入室要件について	・・・ 1
3. 入室申請について	・・・ 2
4. 申請書類について	・・・ 3
5. 入室または待機の決定について	・・・ 5
6. 待機となった場合について	・・・ 5
7. 複数の学童保育室へのお申込みについて	・・・ 6
8. その他	・・・ 6
9. 一斉受付～登室開始までのスケジュール	・・・ 7



（注意）民間学童保育室の入室申請受付は各事業者にて行います。
受付日程等公立とは異なりますので、詳細は各事業者へお問い合わせください。

1. 高槻市立学童保育室について

高槻市立学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

(1) 対象児童

小学校 1～3 年生（障がい児童の受入れについては、入室要件を満たす 6 年生まで入室可）

※原則として、年間を通じて保護者の就労や疾病等の事由により保育が必要な児童が対象です。

(2) 開室日・開室時間

開室日	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 ただし、日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、及び 3 月 31 日を除く。
開室時間	平 日：放課後 ～ 18 時 00 分（延長保育は 19 時 00 分まで） 土 曜 日：8 時 30 分 ～ 17 時 00 分（延長保育の実施はありません） 学校休業日：月～金 8 時 30 分～18 時 00 分（延長保育は 19 時 00 分まで） 土曜日 8 時 30 分～17 時 00 分（延長保育の実施はありません）

※延長保育を利用される場合は事前申請が必要です。

※学校給食が無い日は、お弁当の持参が必要です。

(3) 定員

1 室あたり 40 名（臨時定員最大 60 名）

※同一小学校内に複数の保育室を設けている場合があります。

(4) 保育料

児童 1 人につき 月額：6,000 円(8 月のみ 12,000 円)（延長保育料 月額：1,500 円【要申請】）

※ 月途中の入室でも月額全額の保育料がかかります。

※ 世帯の課税状況等による減免制度があります。【要申請】

※ 原則として、口座振替のご利用をお願いします。【要申請】

2. 入室要件について

児童の保護者（単身赴任含む）及び同居する直系尊属※で 65 歳未満（昭和 38 年 4 月 2 日以降の生まれ）の方全員が保育をできない状況にあること。

※直系尊属 … 直接的に親子関係で繋がっている親族。父母・義父母・祖父母・曾祖父母など

※同居のきょうだい・叔父叔母など傍系親族の要件は不要です。

就労・就学	月曜日から土曜日の間、次のすべてを満たす形で就労・就学していること 終了時間が <u>14 時以降</u> 1 日 <u>(実働) 4 時間以上</u> } かつ 概ね週 4 日以上（月 16 日以上）
疾病等	保育をできない状況を証明する書類等が別途必要です。
就労等予定	申請時点で要件がない場合でも、4 月に保護者が就労・就学予定または育児休業等から復帰予定の場合は、申請可能です。4 月 20 日までに要件を証明する「雇用状況証明書」をご提出ください。保育が必要な状況が確認できない場合は、月末で退室となります。

※保護者が求職中の場合は、入室できません。

※保護者が産前産後休暇中および育児休業中の場合は、要件がないため入室できません。ただし産前産後休暇取得中であっても、育児休業を取得せず復帰される場合は、入室できます。

3. 入室申請について

令和9年度4月入室申請 一斉受付

- ・期間内申請分については申請の方法や先着順によって入室許可を決定するものではありません。
- ・令和9年度特別支援学級（支援級）入級予定（相談含む）の児童で、**初めて**公立学童保育室に入室される場合は、児童の状況の聞き取りが必要のため、個別に面談のご案内をします。

※印の手続きについては、簡易電子申込サービスをご利用ください。

市ホームページからアクセスしお手続きください。（ページID:157760）

高槻市ホームページ → 総合窓口(市民向け) → 子育て・教育 → 小・中学校 → 学童保育 → 学童保育手続き用簡易電子申込サービス

①オンライン申請（簡易電子申込）

令和8年10月1日（木）午前9時～令和8年12月4日（金）午後5時

- ・添付書類は、PDF またはスマートフォン等で写真撮影し保存したものを事前に準備してください。
- ・写真の場合は添付書類ひとつにつき1枚の写真を撮影してください。
- ・添付漏れがあるもの、不鮮明で名前・就労状況等が読み取れないものは受付できません。
- ・受付できない場合はメールでお知らせします。

②窓口申請【完全予約制】

令和8年11月4日（水）午前9時～令和8年12月4日（金）午後5時

高槻市総合センター8階 子ども青少年課 窓口

受付期間内の開庁日 午前9時～午後5時

※インターネット※「令和9年度学童保育室入室窓口申請予約」を選択での予約が困難な場合は、お電話での予約も受け付けています。

TEL 072-674-7656（「令和9年度学童保育入室申請予約」とお伝えください）

③窓口申請【予約不要】

令和8年11月28日（土）午前9時～午後5時

高槻市総合センター8階 子ども青少年課 窓口

＜一斉受付期間経過後の申請について＞

一斉受付期間経過後も下記の日程で入室申請の受付を行います。が、**すでに満室となった学童保育室へお申込みの場合は、学童保育室に空きが出るまで待機となります。**

オンライン申請または子ども青少年課窓口申請書類等をご持参してください。（予約不要）

【令和9年4月入室】

2次受付 申請期限：令和9年2月15日（月）

3次受付 申請期限：令和9年3月10日（水）

【年度途中での入室】

入室希望月前月15日（閉庁日の場合は翌開庁日）を締切として入室選考を行います。なるべく余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

4. 申請書類について

受付期間内に提出された書類に不備があり、再提出をする場合でも、再提出が期間内に間に合わなければ一斉受付期間経過後の申請として取り扱いますので、ご注意ください。

<留意事項>

「入室申請書」「就労証明書」「入室理由書」「延長利用申込書」「減免申請書」は、市ホームページからダウンロードできます。申請書類につきましては、子ども青少年課（総合センター8階）でも配布しています。窓口での入室申請の際には、正本1枚・副本2枚の計3枚をご用意ください。正本をコピーしてご持参いただいても構いません。受付時に子ども青少年課にてコピーは取れません。

① 学童保育室入室申請書（オンライン申請の場合は不要）

- ・児童1人につき1部必要です
- ・必ずボールペンでご記入ください（鉛筆・消えるボールペン不可）
- ・内容すべて漏れがないかご確認ください（性別・最下段の申請署名欄・支援入級の有無（相談中含む））
- ・正本・副本2枚の計3枚をご提出ください

② 入室要件確認書類（各事由に当てはまる書類を提出）

児童の保護者（単身赴任含む）及び同居する直系尊属※で65歳未満（昭和38年4月2日以降の生まれ）の方全員分の書類が必要です。

※65歳以上の方、1～3年生の障がい児の保護者で入室要件の無い方等：入室要件確認書類は申請に必須ではありませんが、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用します（未提出の場合『無職』の方が在宅の扱いになります）ので保育できない状況にある場合はご提出ください。

《各事由の必要書類》 きょうだいで申請する場合、入室要件確認書類は世帯につき1部で結構です。

事由	必要書類	備考
雇用されている方	・就労証明書	就労先に記入依頼してください。
自営業の方・会社の取締役の方等（就労証明書の代表者名に自分自身の名を記入される方）	・就労証明書 ・（自営業の場合）事業主の確定申告書控え（最新年度分）又は 個人事業の開業届出書類 ・（法人の場合）履歴事項全部証明書	自営・内職等は就労証明書と左記に記載の証明書等、どちらも必須です。
内職・業務委託 その他に従事	・就労証明書 ・請負 又は 委託の事実がわかる書類	
疾病・介護・看護	・入室理由書 ・医師の診断書 又は 障がい者手帳のコピー等	入室理由書、医師の診断書等には保育ができない状況を詳しく記入してください。
就学	・入室理由書 ・時間割 ・学生証のコピー 又は 在学証明書	

- ◆ 証明書は令和8年10月1日以降に取得してください。申請時点で証明日から3か月以内のもののみ有効です。（学生証コピーの場合は有効期限内のものを提出してください。）
- ◆ 記入漏れ、修正ペン等での訂正があるものは受付できない場合があります。
申請前にご自身で必ずご確認ください。
- ◆ 就労実績については、原則月16日以上ですが、祝日等を考慮して、月14日以上就労実績があれば「概ね週4日」とみなします。
- ◆ 就労実績が月14日満たない月がある場合は入室要件を満たしません。ただし、「本人の病欠」、「家族の介護」、「会社の休業日」等を理由とする場合、就労先にその旨と日数を就労証明書 No. 18 の備考欄に該当月ごとに記入依頼してください。就労実績とその日数の合計が14日以上であれば「概ね週4日」とみなします。合計しても13日以下であれば入室要件を満たしません。なお、自己都合による勤務調整等で月14日に満たない場合は、入室要件を満たしません。
＜記入例＞7月:本人の病欠(2日)・子の看護(1日) 8月:お盆休み(3日) 9月:親の介護(1日)

③ 学童保育室延長利用申込書（希望者のみ）

保護者の就労等により18時以降も保育に欠ける児童が対象となります。延長保育を希望する場合は「学童保育室延長利用申込書」をご提出ください。（オンライン・窓口で受付可）

※ 入室後でも申込可能です。利用の開始希望月の前月20日までに子ども青少年課へ

④ 学童保育室保育料減免申請書（該当者のみ）

減免該当世帯については、「学童保育室保育料減免申請書」と次項の区分に応じた添付書類（保護者全員分と同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分）による申請に基づいて保育料・延長保育料を免除ないし減額します。（申請がない場合は該当無しとして扱います。）

毎月10日（10日が休日の場合は翌開庁日）までに申請された場合、その月から減免が適用されます。11日以降の申請は、翌月からの適用となります。提出が遅れた場合、申請がなされなかった場合等、理由の如何を問わずさかのぼっての適用はできません。

《減免概要と添付書類》 ※ 別紙「保育料減免申請書」裏面の詳細を必ずご確認ください。

階層	対象世帯	申請書に添付する書類
A	生活保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	生活保護受給証明書 又は 支援給付受給証明書
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に該当する者を除く） ☆ 免除適用月によって対象年度が異なります ☆ 世帯員全員が非課税であることが条件です	市町村民税の課税状況・所得割額・控除額のわかるもの 主な例：
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯であって、その市町村民税所得割の額※3が、世帯員全員分の合計で27,000円未満である者（A階層又はB階層に該当するものを除く。） ☆ 減額適用月によって対象年度が異なります	市・府民税（所得・課税）証明書※1※2 又は給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収額の決定通知書（写し） （4・5月は「R8年度」、 6月以降は「R9年度」）
2人以上の児童が公立学童保育室に入室する世帯		年上の児童名で申請書のみ提出

※1 当年1月1日に住民登録があった市町村にて発行（高槻市の場合、総合センター1階税制課）
マイナンバーカードをお持ちの場合、高槻市税証明はコンビニエンスストアでも発行可能です。

※2 証明書は発行日から3か月以内のもののみ有効です（申請日時点）。

※3 階層Cの市町村民税額は年額です。

5. 入室または待機の決定について

入室許可通知または待機通知は、「入室申請書」及び「要件確認書類」等の書類審査等を行った後、保護者に1月末に送付します。

入室許可通知には「児童調査票」が同封されています。すべて記入し、入室予定の学童保育室へご提出ください。新1年生等、入室説明会に参加される児童は、説明会時にご提出ください。前年度から引き続き学童保育室に入室される児童は、令和9年2月20日（土）までに学童保育室にご提出ください。

各保育室の入室児童数が定員を超えている場合には、選考により待機になる可能性があります。近隣の保育室で定員に空きがあれば、待機の間、近隣の保育室（公立・民間）へ入室することもできます。なお、その際は改めて入室申請書を、公立学童の場合は市（オンラインまたは窓口申請）に、民間学童の場合は民間事業者にご提出ください。（要件書類（就労証明書等）は不要）

公立学童の入室を辞退される場合は、3月17日（水）までにオンライン申請にてお申し出ください。オンライン申請が困難な場合のみ子ども青少年課までご連絡ください。辞退の連絡がない場合、4月以降の保育料が発生しますのでご注意ください。

6. 待機となった場合について

今後、希望する学童保育室に、入室辞退または退室により空きが出た場合、選考にて決定した順番に入室のご案内をします。子ども青少年課からの電話（072-674-7656）はご対応いただきますようお願いいたします。待機順位のお問い合わせにつきましては、子ども青少年課までご連絡ください。

一斉受付分選考後は、令和9年2月15日（月）を期限として、再度選考を行い、入室予定者と待機順位を決定します。2月16日（火）以降は3月10日（水）までを期限とします。

希望する公立学童保育室を待機となられた場合、近隣の民間学童保育室、別の小学校の公立学童保育室で定員に空きがあれば、申請されている保育室を待機状態のまま、そちらへ入室することもできます。

☆民間学童保育室を利用する場合・・・

募集状況・開室日・保育内容等、問い合わせの上、直接民間学童保育室に申請してください。

（子ども青少年課での申請受付は行いません。申請時に要件書類の再提出は不要）

※民間学童保育室の入室許可及び待機はそれぞれの事業者が決定し保護者に通知します。

※民間学童保育室の一覧及び概要については市ホームページ（ページID:131480）をご確認ください。

☆他の公立学童を利用する場合・・・

2月15日（月）までに子ども青少年課に申請してください。（改めて入室申請書の提出が必要です。申請時に要件書類の再提出は不要）

7. 複数の学童保育室へのお申し込みについて

同時に申請（利用）できる学童保育室（民間・公立含め）は原則として1つです。

① 公立を第一希望、民間を第二希望の場合…

原則として公立の選考結果が出てから民間への入室申請を行っていただくことになります。
詳細については各事業者にご相談ください。

② 民間を第一希望、公立を第二希望の場合…

民間の選考結果が出てから子ども青少年課に公立の申請を行ってください。ただし、選考結果が公立の一斉受付期間（令和8年10月1日～12月4日）後の場合は、公立の申請を同時に行うことが可能です。この場合、就労証明書等は公立申請用に別途ご用意ください。また、公立申請後民間の入室許可が出た場合は、速やかに子ども青少年課へ公立辞退のご連絡をください。

8. その他

<高槻市の学童保育の現状と待機児童について>

学童保育の受け入れ枠確保のため、本市では民間学童保育室の設置等の施策を実施しているところですが、住宅事情に伴って、学童保育を希望する児童数が変動するため、待機児童が生じる学童保育室があります。

公立学童保育室では、1室につき、定員40人を超えて入室申請があった場合、部屋の大きさに応じ最大60人（一部50人）まで受け入れを行っています。これを超える申請があった場合は、選考により入室許可を行いますので、待機をお願いする場合があります。

<選考について>

公立学童保育室への入室は、年度毎に、申請を受け付け、入室選考基準に基づいて選考し決定しています。その際は、生活保護世帯やひとり親家庭などの福祉世帯、児童の学年に加え、条例に定める「監護に欠ける」程度の大きさや、きょうだい構成、児童の同居者の労働条件などを考慮し入室選考を行っています。現在（本年度）入室していることが、来年度の入室を保証するものではありませんので、ご理解をお願いします。

<ホームページ> ※高槻市ホームページのページID検索に番号を入力し検索してください。

該当ページ	ページ ID
学童保育申請用様式集	132229
高槻市立学童保育室入室のご案内	101630
民間学童保育室のご案内	002983
市内民間学童保育室の一覧及び概要	131480
学童保育手続き用簡易電子申込サービス ・学童保育室入室オンライン申請 ・学童保育室延長利用申込 ・学童保育料減免申請 ・学童保育室入室申請窓口受付予約 ・学童保育室入室辞退届出	157760 ※簡易電子申込サービス全般に関するよくある質問は同ページの一番上の外部リンクからご参照ください。
コールセンター よくある質問集	「001859」のページ内にある「よくある質問集<外部リンク>」から検索してください。

9. 一斉受付～登室開始までのスケジュール

令和8年10月1日(木)	・令和9年度高槻市立学童保育室入室のご案内配布開始 ・令和9年度入室申請用添付書類取得開始日 (令和8年9月30日以前の証明日付分は受付不可) 高槻市立学童保育室令和9年4月入室申請 一斉受付期間 <オンライン申請>10月1日午前9時から
令和8年11月4日(水) ～ 令和8年12月4日(金)	<窓口申請>開庁日午前9時～午後5時 高槻市役所総合センター8階 子ども青少年課窓口 ※令和8年11月28日(土)のみ予約不要 子ども青少年課窓口
令和9年1月末	入室許可通知または待機通知の送付
令和8年12月5日(土) ～ 令和9年2月15日(月)	高槻市立学童保育室令和9年4月入室申請 2次申請受付期間 <オンライン申請>期間内提出 <窓口申請>開庁日午前9時～午後5時 子ども青少年課窓口(予約不要)
令和9年3月初旬	2次申請受付分の入室許可通知または待機通知の送付
令和9年3月10日(水)	令和9年4月入室 3次申請期限
令和9年3月23日(火)	(希望者のみ) 令和9年4月延長保育利用申込締め切り
令和9年3月下旬	学童保育室入室説明会(1時間半程度) 日程、実施場所等の詳細は入室決定通知に同封しますので、ご確認ください。
令和9年4月1日(木)	登室開始 ※新1年生も令和9年4月1日から登室可能
令和9年4月12日(月)	(該当者のみ) 令和9年4月分学童保育料減免申請締め切り
令和9年4月20日(火)	(申請時に雇用予定・契約更新予定・雇用要件変更予定・産前産後休暇終了・ 育児休業終了により職場復帰予定の方のみ) 雇用状況証明書提出締め切り

<問い合わせ先>

高槻市桃園町2番1号 高槻市総合センター8階
 高槻市 子ども未来部 子ども青少年課 学童保育チーム
 TEL(072)674-7656